

都市と六甲山の2拠点ワークスタイル普及のための 企業への集中的アプローチ業務 仕様書

1. 業務の趣旨・目的、目指す姿

(1) 趣旨・目的

神戸市では、令和2年5月に「六甲山上スマートシティ構想」(※1)を発表し、都市型創造産業(※2)に資するオフィスを誘致している。

これまでに、法人・個人含め50件以上のオフィス開設や利用登録などが行われ、山上の働く場としての活用が進んでいるところである。

実際に六甲山上で働く人々の多くは、山上のオフィスの他に都市部のオフィスといった複数の拠点を有し、適宜、自身の業務内容や状況に適したワークスペースを選択し、効果的な使い分けをすることで、独自の快適なワークスタイル(以下、「2拠点ワークスタイル」という。)を確立させている。また、そのような働き方を選ぶのは六甲山への行き来がしやすい近隣企業や個人が多いといった傾向がある。

六甲山上へのさらなる企業集積を進めるためには、六甲山への関心が高い企業に、社員のモチベーションアップや仕事の効率向上などといった、2拠点ワークスタイルの魅力の説得力のある形で伝えていくことが重要である。

本業務は、神戸らしい「2拠点ワークスタイル」のさらなる普及を目指し、六甲山上へのワークスペースの設置やシェアオフィス等への利用登録の可能性のある企業に対し、提案事業者の持つネットワークやノウハウを活用し、アプローチを集中的かつ効果的に行うため、企画提案を募集する。

(2) 本業務で目指す姿

本業務は、六甲山上でワークスペースを利用する企業10社以上の誘致を目指し、「2拠点ワークスタイル」の普及と、六甲山で働く魅力の発信強化につなげる。

(利用する企業の例)

- ・自社オフィスを開設する
- ・レンタルオフィスに入居する
- ・シェアオフィスに会員登録する等

(※1)「六甲山上スマートシティ構想」

都心からのアクセスの良さと恵まれた自然環境や美しい眺望などの六甲山の強みを活かし、六甲山上をクリエイティブ・スマート空間にしていくことを目指し、以下の3つの取り組みを柱とする公民連携による「新たな価値創造」の取り組みである。

- ・「都市型創造産業」(※2)に携わるクリエイティブな人材が活動する知的創造、知的交

流の場としての「自然調和型オフィス」の誘致促進（没入空間）

- ・「先端テクノロジー」の導入促進（実装空間）
- ・企業やクリエイター、住民の「コラボレーションの促進」（共創空間）

（※2）「都市型創造産業」の定義

市では、創造性をもった「人的資本」（企業・クリエイター等）の集積により、既存産業の高付加価値化やイノベーションを誘発することができる産業分野を「都市型創造産業」と位置づけ、令和元年12月1日より六甲山上へのオフィス誘致を促進するため、「六甲山における都市型創造産業に資する事業者認定基準」を設け、認定を受けた事業者による六甲山上への事務所（宿泊が可能なものを含む）の設置（用途変更）に対して、都市計画法上の開発行為・建築行為等の規制緩和を行っている。

（1）対象となる事業（14業種）

①ソフトウェア業、②映像情報制作・配給業、③音声情報制作業、④新聞業、⑤出版業、⑥広告制作業、⑦映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業、⑧デザイン業、⑨著述・芸術家業、⑩経営コンサルタント業、純粋持株会社、⑪その他の専門サービス業（翻訳業、通訳業等）、⑫広告業、⑬土木建築サービス業、⑭写真業

（2）上記の事業を行う者が利用するレンタルスペース、コワーキングスペース及びこれらに付随して宿泊等のサービス提供を行う事業

（3）その他市長が特に必要と認める事業

2. 業務実施期間

契約締結日～令和5年3月31日

3. 委託金額（上限）

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 業務の内容

（1）戦略設計業務

本業務の趣旨・目的、目指す姿に適合するように、提案者の有するネットワークやノウハウを活用し、アプローチする企業のターゲットを設定し、効果的な業務遂行のための戦略（アプローチ先の選定方法、リストアップ、アプローチ方法、スケジュール等）を設計し、市の承諾を得ること。

- ・リストアップする企業は、市が指定する約50社（現状、六甲山上に保養所等を所有している地元企業など）を含め、少なくとも100社以上とすること。
- ・本業務の期間中に60件以上の訪問による面談を達成できる戦略とすること。

(2) アプローチ業務

- ・(1) の戦略に基づいて、原則として訪問による担当者との面談を実施し、レポート（訪問日時、担当者氏名・連絡先、企業の勤務体制の現状や六甲山上でのオフィス立地についての反応や意向等の聞き取り内容、継続フォローの要否、訪問者所感を記載したもの）を作成すること。
- ・訪問による面談件数は60件以上とし、60件の訪問が達成できない場合は、さらに追加のリストアップを行い、市の承諾を得ること。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大の状況や訪問先の意向その他の事情でどうしても訪問が困難な場合は、市と協議の上、オンライン形式による面談を行うこと。
- ・同一の企業に対して複数回の面談等を行った場合でも、全て1企業につき1件とし、レポートにその経過を記載すること。
- ・業務実施期間中にアプローチを行った企業の中から、物件の斡旋依頼などのリクエストがあった際には、市や市の指定する支援事業者（「六甲山 森のオフィス」）へ適切につなぐこととする。
- ・つなぐ際には、先方から現地調査の意向など必要な情報を聞き取った上で、関係者との打ち合わせをセッティングし同席するなど、必要なフォローを行うこと。
- ・つないだ案件についても、進捗状況を適宜把握し、経過をレポートに記載すること。

(3) 2拠点ワークスタイル体験促進補助金の利用勧奨及び情報提供業務

- ・(2) でアプローチした企業に対して、別に市が実施する「2拠点ワークスタイル体験促進補助金」の積極的な利用勧奨を行うこと。
(参考) 2拠点ワークスタイル体験促進補助金
六甲山上のシェアオフィス（ROKKONOMAD・Renest a Fresh Start）で実施する体験合宿費用の一部を市が補助する。
(対象)
①六甲山または神戸市内にオフィスの立地を検討する市外企業
②都市部と六甲山との2拠点でのワークスタイルを検討している市内企業が
行う「3人以上」・「3泊4日以上6泊7日以内」の体験合宿が対象（対象経費の1/2を補助、上限5千円/人・日）
- ・訪問に至らなかった企業についても、アポイント依頼の際に、可能な限り「六甲山 森のオフィス」や遊休施設改修補助金などの支援制度の情報を提供すること。
- ・コンタクトを取った企業とのやり取りについては、期間毎のレポートに企業ごとに整理して記載すること。
- ・アポイントの依頼の際に、六甲山上に物件を有している事業者については、可能な限り現状の利用状況など聞き取るよう努め、内容を報告書に記載すること。

(4) 報告書作成業務

- ・(1)～(3)で接触した企業ごとに、レポートを作成し、市に提出すること。
- ・レポートは8月・11月・2月に提出し、進捗状況を報告すること。
- ・業務終了後、全期間中の業務履行状況（リストアップした企業リスト、アポイント件数、アプローチ成功件数、面談件数等）をまとめた報告書を作成し、データ及び紙で3月末までに市に納品すること。また、本業務終了後、滞りなく継続フォローができるよう、最新の情報に時点修正を行うこと。
- ・本業務を通じて考える今後の効果的な営業方法やコンテンツ、有効だったツールなど、訪問数を増やすための提案を報告書に盛り込むこと。

5. その他

- ・本業務の趣旨・目的、目指す姿を踏まえ、その実現に向けて市や関係者と協力し、効果的な遂行に努めること。
- ・本市は、受託者が業務の実施にあたり、本仕様書又は募集要項の定め反した場合に、契約金額の一部または全部について、返還を求め、又は支払いを停止することができるものとする。
- ・上記のほか、本市から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合には、受託者は速やかに書類の提出に応じなければならない。
- ・委託金額には、業務にかかる一切の費用を含むものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項については、別途協議によるものとする。